

# 令和7年小美玉市議会 産業建設常任委員会会議録

令和7年12月17日（水）

午前9時00分～

市役所3階 議会委員会室

小美玉市議会

# 産業建設常任委員会

令和7年12月17日（水）

午前9時00分

市役所3階 議会委員会室

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 執行部挨拶

4. 議 事

1) 議案第90号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について

2) 議案第91号 小美玉市道路構造条例の一部を改正する条例について

3) 議案第92号 小美玉市給水条例の一部を改正する条例について

4) 議案第95号 令和7年度小美玉市一般会計補正予算（第6号）

5) 議案第98号 令和7年度小美玉市下水道事業会計補正予算（第2号）

6) 議案第100号 市道路線の変更について

7) 議案第101号 財産の無償譲渡について

5. そ の 他

6. 閉 会

出席委員（6名）

7番	香取憲一君	11番	村田春樹君（委員長）
12番	石井旭君（議長）	15番	岩本好夫君
16番	福島ヤヨヒ君（副委員長）	18番	田村昌男君
19番	市村文男君		

欠席委員 なし

---

付託案件説明のため出席した者

市長	島田 幸三 君	副市長	深谷 一広 君
産業経済部長	倉田 賢吾 君	都市建設部長	朝比奈公俊 君
農政課長	狩谷 学 君	商工観光課長	榎戸 純一 君
商工観光課参事	山口 高容 君	都市整備課長	大野 和成 君
地籍調査課長	菅澤 和則 君	道路維持課長	赤塚 昌彦 君
道路建設課長	大島 直利 君	水道課長	梶間 吉宏 君
下水道課長	高根澤博巳 君	特定プロジェクト推進課長	真中 剛 君
特定プロジェクト推進課参事	高田 勝利 君	農業委員会事務局長	鈴木 和広 君

---

議会事務局職員出席者

書 記 鈴木 将暉

午前 8時58分 開会

◎開会の宣告

○副委員長（福島ヤヨヒ君） おはようございます。

定刻より少し早いですけれどもお揃いになりましたので、ただいまから、産業建設常任委員会を始めます。初めに委員長挨拶、村田委員長お願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 皆様改めましておはようございます。

朝早くからこのようにお集まりいただきまして、誠に有難うございます。今日は議案第100号の市道路線の変更についてとエアロトヨタの現地視察をしていきたいというふうに思っております。また、話は少し変わりますけれども、青森の方でもね大きな地震がありましたし、茨城県においても、大きな地震もありました。いろんな意味で本当に災害が激甚化しているところもありますので、当市においてもいろんな地震対策もされていると思いますが、インフラ整備の方しっかりと、災害に強いインフラ整備などそういったところもしっかりとしていただければと思っております。話がそれましたが、今日の委員会どうぞよろしくお願いいたします。

○副委員長（福島ヤヨヒ君） はい、有難うございました。

続きまして執行部を代表して市長よろしくをお願いいたします。

○市長（島田幸三君） おはようございます。

先週の本会議に続きまして常任委員会ご苦労様でございます。ご案内の通り昨日、国の方で大きな18兆円という金額の補正予算が成立いたしました。県議会の方も先だって、補正予算が決定したということで、いよいよ地方自治体の方でこれをきちっと精査しながら経済対策早急を進めていきたいなというふうに思います。当議会ではちょっと間に合わないと思いますので、できれば1年半ばには、臨時で皆様方をお願いして、この経済対策を進めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。今日は飛行機の日ということで、皆さん学校で習った話ですが、ライト兄弟が初めて飛行機の実験で飛行できたという、それが今日で122年ということです。今日はエアロトヨタの視察ということですが、空飛ぶ車がここから何年後に出るのかなあということで、私も楽しみにしているところです。先ほど委員長からございました通り、災害対策のインフラ整備等も皆様にご支援いただきながら、進めていきますのでよろしくお願い致します。それでは、本日の議案の慎重なる審査よろしくお願いしましめてご挨拶にかえさせていただきます。本日はよろしくお願い致します。

○副委員長（福島ヤヨヒ君） 有難うございました。

これからは委員長よろしく願いいたします。

○委員長（村田春樹君） はい、それでは、ただいまの出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

このあと、議案第100号「市道路線の変更について」に係る市道路線の現地視察及びエアロトヨタの現地視察を実施し、午前11時から付託議案の審査を行いたいと思います。それでは、ここで暫時休憩とし、ただちに現地視察に向かいたいと思います。よろしく願いいたします。

午前9時01分 休憩

午前11時00分 再開

○委員長（村田春樹君） 先ほどは現地視察ということで大変お疲れ様でございました。

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。それでは、議事に入る前に、傍聴されている議員がおります。

谷仲議員、山崎議員、内田議員、宮内議員、鬼田議員が傍聴いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の関係資料につきましては、タブレットのスマートディスカッション内に保存されております。スマートディスカッションをお開き願います。準備はよろしいでしょうか。

それでは、付託案件の審査に入ります。

本日の議題は、12月11日に付託された議案審査付託表のとおりでございます。

なお、当委員会の議事の進め方でございますが、一問一答制として、一人の方が全て終了するまで審議を続けることとします。委員におかれましては、質疑漏れ等のないようご注意願うとともに、発言は簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますよう、よろしく願いいたします。執行部においても、マスクを外し、明快な答弁をお願いいたします。

なお、執行部が即時に答弁しがたい質疑があった場合には、当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質疑をお願いいたします。一時保留にした答弁は、執行部において整い次第、再開することといたします。各委員におかれましては、よろしくご協力くださいますようお願いいたします。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わりましたら、必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、議案第90号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

赤塚道路維持課長。

○道路維持課長（赤塚昌彦君） それでは、議案第90号、小美玉市基金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。提案理由でございますが、道路維持補修車両整備事業に必要な資金を積み立てるため、この案を提出するものでございます。次のページをお願いいたします。条例改正の概要でございますが、道路維持補修車両整備事業は道路の適切な維持管理を行うことを目的とした維持補修車両の購入事業で、財源として防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、令和3年度から計画的に車両の購入を実施しております。本年度は、土砂撤去を行う小型バックホウを現場まで運搬する回送車の購入を計画しておりましたが、国が定める車両の安全基準や排気ガス規制等の基準が改正されたため、改正内容の対応が完了するまで、新規での車両の受注は停止している状況となっております。受注再開の見通しはたっていないことから、今年度内の事業完了は困難となり、防衛省と当該交付金の執行等について協議を行った結果、基金に積み立てて運用する案が示されたため、新たに基金を追加するものでございます。新旧対照表左側の改正案、積立基金名称欄に、「小美玉市道路維持補修車両整備基金」、目的欄に道路維持補修車両の整備事業に必要な資金を積み立てるため、処分欄に基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき」を加えるものでございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

香取委員。

○7番（香取憲一君） お疲れ様です、よろしく申し上げます。

この90号につきまして、2点ほど質問させていただきます。まず、1点目ですが、今道路維持課さんの方ですね、補修に要するですね、計画に基づいてとおっしゃってましたけども、この管理車両というか、現状というか、例えばユンボが何台あるだとか、ちょっとその現状どれくらい台数があるのかっていうのを教えていただきたいんですけども。

○委員長（村田春樹君） 赤塚道路維持課長。

○道路維持課長（赤塚昌彦君） 現在の道路維持課の所有台数についてですけれども、軽トラ

ックのダンプ車両が合計4台、2トンダンプが2台、その他ローダーが1台となっております。以上です。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） 有難うございます。

今の現状に基づきまして、2つ目の質問なんですけども、先ほど令和3年度から整備計画に基づいてというふうに、ご説明いただきましたけども今回いろんな規制があるので、基金に防衛のお金をということで、説明、了解しました。もうちょっと掘り下げてどういう整備計画で、何年後までに、こういうものを整備していきたいっていう、具体的な整備予定、車両整備の予定が現状これなんだと今説明したところなんだけど、何年後までに大体これぐらいを整備していきたいということがもしわかるようであればちょっとお聞きしたいんですけども。

○委員長（村田春樹君） 赤塚道路維持課長。

○道路維持課長（赤塚昌彦君） こちらの車両購入事業につきましては、令和3年度から令和8年度までを予定しております。まず令和3年度につきましては、2トンダンプの購入を実施しておりまして、令和4年度につきましては、軽トラックのダンプ3台、令和5年度はバックホー、令和6年度につきましては、軽トラックのダンプを購入しておりまして、令和7年度につきましては先ほどご説明しました、回送車の計画を予定しておりましたが、今回まだ発注の見通しが立っていないということで、これからの購入の予定となっております。最終年度の令和8年度につきましては、2トンダンプの4WDの車両購入を実施計画として、防衛省と協議を行っております。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） はい、有難うございます。

令和8年度までということで最終的に2トンダンプ4WDということで。大体これが網羅されれば、現状の道路維持課さんの人員とこの車両でいろいろ効率的に賄えるというふうなことで、計画がすんなり施行されれば、効率よくできるということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（村田春樹君） 赤塚道路維持課長。

○道路維持課長（赤塚昌彦君） その通りとしてご認識いただきたいと思います。

○委員長（村田春樹君） ほかに質疑はございませんか、

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第90号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号 小美玉市道路構造条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

赤塚道路維持課長。

○道路維持課長（赤塚昌彦君） それでは議案第91号小美玉市道路条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。提案理由でございますが、国の政令である道路構造令の改正に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。小美玉市道路構造条例の主な改正点につきましては、1点目、自転車通行帯に関する規定の追加。2点目、自動運行補助施設に関する用語の追加。3点目、歩行者利便増進道路に関する規定の追加の3点になります。主な改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので新旧対照表の左側、改正案をご覧ください。第8条の2は自転車通行帯の設置に関する基準を定めたものでございます。自転車の通行に関する規定につきましては、以前から幅員2メートル以上必要な自転車道の規定がありましたが、今回新たに規定する自転車通行帯は、幅員1.5メートル以上であり自転車道より幅員が狭くて済む基準を新たに設けるものでございます。改正内容につきましては、第8条の2の規定のとおりでございます。第32条に自動運行補助施設を加えるものでございます。自動運行補助施設とは、自動運行装置を備えた自動車の自動運行を電子的方法や磁気的方法等により補助するために設置する施設のことになります。第43条は歩行者利便増進道路に関する基準を定めたものでございます。歩行者利便増進道路とは、歩道を単なる通行の場から、賑わいのある道路空間を構築するため、歩

道とは別に人々が滞留出来る用地を新たに確保し、ベンチ等を設置することが出来る規定を設けるものでございます。改正内容につきましては、第43条の規定のとおりでございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

香取委員。

○7番（香取憲一君） よろしく申し上げます。

ちょっと3点ほどお聞きしたいと思います。今、条例改正内容については理解したんですけども、大体これ対象となる市道の箇所ってというのはどれくらいを想定というか、どうなんでしょうか。あるのか教えていただきたいと思います。

○委員長（村田春樹君） 赤塚道路維持課長。

○道路維持課長（赤塚昌彦君） 自転車通行帯につきましては、車道の他に新たに1.5メートルほどの用地幅が新たに必要になってきますので、用地の取得が絶対条件となっておりますので、その用地取得をするためには、用地買収費もかかってくるものでございますから、今のところ、これを適用するという想定はしておりません。また、3点目の歩行者利便増進道路につきましても、歩道の用地とは別に新たに人だまりができるように歩道用地を拡幅する必要がございます。なかなか道路拡幅とかの工事の中でですね、歩道以外の部分も含めて用地を取得するということが難しいと考えておりますので、小美玉市の規格の中ではですね、これを適用することは、現時点では難しいのではないかというふうに想定はしております。以上です。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） はい、有難うございます。

ちょっとその点について、この条例の中で自転車通行帯というふうに明記されてるんですが、ちょっと私前調べましたが、自転車専用通行帯という言葉もあって、これ法的拘束力がちょっと違うというふうにあったんですけども、これ今市内でりんりんロードがあったりして、青い矢印のあれで、車道の一部、ここは自転車が通りますよっていうところで明記してあるところもありますが、そういう類のものとはまた全然違って、全くその用地買収をして、新たにそれを整備するための準備の段階で条例を作るっていうことでよろしいんですか。

○委員長（村田春樹君） 赤塚道路維持課長。

○道路維持課長（赤塚昌彦君） 今回の改正の提案理由の通りですね、国の政令である道路構造令の改正により、今回新たに提出するものでございます。今回、どこかの自転車通行帯を設置するために条例を提出するという意味合いとはちょっと違います。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） ありがとうございます。

最後に1点だけなんですけど、そらが今後指定管理で大分新しくなってサイクルステーションを整備されていくということで、この歩行者云々ということで3つ目の説明のところはもう、何かこう、将来的に絡んで用地買収して広げていくのであれば、そらの近辺の空港に至るところでは対象になってきそうなのかなという思いはしているんですけど、ちょっと想定の話なんですけど、適用されるとなればそこら辺からかなと思うんですけど、見解どうですかね。

○委員長（村田春樹君） 赤塚道路維持課長。

○道路維持課長（赤塚昌彦君） まだ具体的なご相談とか案件を伺っているわけではないんですけども、関係部署からご相談をいただいた場合にはですね、道路維持課として、適切な対応に心がけていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（村田春樹君） 岩本委員。

○15番（岩本好夫君） すみません、32条の自動運転補助施設、これもうちょっと詳しく教えて。

○委員長（村田春樹君） 赤塚道路維持課長。

○道路維持課長（赤塚昌彦君） 道路構造条例の中ではですね、自動運転補助施設、これを用語として規定するだけでありまして、実際にはまたこれとは別に規定を設けた規則がございます。先ほどのご説明の通りになってしまうんですけども、自動運転を安全に運行するための施設ということで、先ほどご説明しました、磁気的なものとか電子的なもので、車両を誘導する施設っていう形の設備になっております。

○委員長（村田春樹君） 岩本委員。

○15番（岩本好夫君） では具体的に小美玉市内でそういう施設を設置するところってどういうところがあるの。

○委員長（村田春樹君） 赤塚道路維持課長。

○道路維持課長（赤塚昌彦君） 県内においては、日立市において自動運転を実施しているところがございます。小美玉市の方で仮にまだ全然話が進んでおりませんので、具体的なものは何もお話しは今の段階では難しいんですけども、仮に自動運転としてできるとすれば、

そういったバス運行の自動運転、そういったものが考えられるんじゃないかというふうに考えております。以上です。

○委員長（村田春樹君） 他に質疑はございませんか。

自分から1点よろしいですか。自転車通行帯の話で先ほど香取委員の方からお話があったんですけども、用地買収とかそういった話、難しいとか話が出ましたが、実際ケヤキ通りがね羽鳥駅から例えば中央高校までの間、本当に自転車の通行量がとても多い。高校と中学校と重なるような部分なので本当に多い部分なので、場所についての、その自転車通行帯ってというのは、今のところ何も考えてはないような状況なのかお聞かせください。

赤塚道路維持課長。

○道路維持課長（赤塚昌彦君） ケヤキ通りにつきましては、車道の他にですね、路側帯として、通常の路側帯より広く路側帯が設置されております。そのことからですね、その用地を活用し、自転車通行帯として利用することができるのではないかというふうに考えております。以上です。

○委員長（村田春樹君） ということはしっかり使えるということで認識されているということで、そうなってくると、自転車通行帯の例えば自転車通る側っていうのは、その原則こっちですよ、今中学生も高校生もどちらもね、どちらの道も左右どちらも使っているような状況ですけども、これがあれば、片方しっかりこちらですよって通れるような形になると思うんですね。そういったところは今後、教育委員会とかそっちの方とも連携していかなきゃいけないと思うんですけども、そこら辺の考えはどうなんですか、大丈夫なんでしょうか。島田市長。

○市長（島田幸三君） はい、有難うございます。

今後の予定なんですけども、羽鳥駅周辺ですか、都市計画の見直しをちょっと考えてですね、その中でですね特にケヤキ通りの見直しも、今ちょっと含めて考えてるんですけども、その中でですね、今委員長からお話が出ましたように、イメージ的には常磐大学ありますよね、あそこにまさしく、自転車専用がありますけど、ああいうイメージのものをちょっと考えてみたいっていうのをちょっと今考えています。いずれも都市計画の見直しと同時にちょっとやってみたいっていうのを今部長と打合せしまして、これからそういうふうに含めて考えていきたいと思っております。

○委員長（村田春樹君） 有難うございます。その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第91号 小美玉市道路構造条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号 小美玉市給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

穂間水道課長。

○水道課長（穂間吉宏君） それでは、議案第92号小美玉市給水条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。提案理由でございますが、災害その他非常の場合において、他市町村の水道事業者が指定した給水装置工事事業者が小美玉市内の給水装置工事を行うことができるようにするため、この案を提出するものであります。次ページをお願いいたします。条例改正の経緯でございますが、令和6年1月に発生した能登半島地震では、給水装置等の復旧が遅れ、断水期間が長期化しました、これは、給水装置工事を担う給水装置工事事業者の確保が困難な状況となったことが主な要因とされています。災害時に給水装置工事事業者の確保する必要があることから、国土交通省から全国の水道事業者へ技術的助言の通知があり、本市においても通知を踏まえ、改正を行うものでございます。内容でございますが、災害その他非常の場合にあつて、地元の給水装置工事事業者の確保が困難となると判断される場合は、宅内配管を早期復旧するとともに、被災地における給水装置工事の適正な実施を図るため、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能にするものでございます。改正後の表記につきましては、次ページからの新旧対照表、左側の改正案にアンダーラインにより明記してございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

香取委員。

○7番（香取憲一君） よろしくお願ひします。

今の説明を受けまして概略は理解できました。2点ございまして1点目です。国交省の方から通達があつてということでご説明いただきましたけど、他の市町村の動向というか、ちょっと概略でいいんですけど、教えていただきたいんですけども。

○委員長（村田春樹君） 穠間水道課長。

○水道課長（穠間吉宏君） 他自治体の状況でございますが、湖北水道企業団、石岡市はそれぞれ9月議会で既に改正済みです。水戸市など、県内自治体においても、今年度中の改正を予定しているというふうに伺っております。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） 有難うございます。

じゃあ周りも随時改正をしているということは理解できました。2つ目なんですけど、将来的にこれ県が水道の広域化を図るためのいろいろロードマップ、いろいろやっておりますけども、そうなりますと、県の水道事業広域化との関連ってというのは、これはこの条例も含めてどういうふうに、捉えていったらいいのかなと思ひましてちょっと教えていただきたいんですけども。

○委員長（村田春樹君） 穠間水道課長。

○水道課長（穠間吉宏君） 香取議員ご指摘のようにですね、現在水道課では令和10年度、水道事業の経営の統合を目指して協議を進めているところでございます。こちらの給水装置工事事業者の件につきましても、経営統合後は、今回経営統合する21市町村が指定している事業者については、県の指定というのを引き継ぐこととなりますので、21市町村の指定した事業者については、小美玉市でも経営統合後は宅内工事ができるようになるということになります。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） 有難うございます。

当然経営統合化になっていけば、加盟しているところと協力してということになりますが、それまで令和10年度までに、やはりある程度想定して、このところに協力してもらえよ

ってというのは、ある程度想定して協力体制を不測の事態に備えるためにつてことは必要になってくると思うんですけども。ちょっとそこら辺を条例改正なされましたけど、大体ここら辺に協力してその災害の被害状況にはよるとは思うんですけども、そこら辺も含めてこれから協議されていく予定でいるのでしょうか。

○委員長（村田春樹君） 穉間水道課長。

○水道課長（穉間吉宏君） 災害時につきましては、県おそらく、大規模災害が発生した場合には県内どこの市町村も被害を受けるという形になるかと思いますので、能登半島地震の時もですね、他県、あと関東地方の市町村の方で応援に行ったりという形になっております。先日のですね青森県東方沖地震につきましては、関東地方の方には応援要請とかきておりませんが、やはり茨城県内の市町村の被害状況によっては、日本水道協会という団体がありますけれども、そこを通して、他県の方から応援をいただくという形は、必ずあるということになると思えます。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） 有難うございます。

本当に県内近隣ということだけではなくて、やっぱり災害のその想定されることも含めますと他県からも想定してそれを準備していくということで理解できましたので、その準備もよろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

○委員長（村田春樹君） 他に質疑はございせんか。

福島副委員長。

○副委員長（福島ヤヨヒ君） 1つお伺ひしたいのは、これまで、要するに今回の改正はあくまでも災害、またそれに準ずるってということで、通常においてはこれまでと変わりなく、水道の指定を受けている人が工事をすると。非常時は大丈夫だってことは誰かが言ってそうなるんですか、それとも、どういう状況で条例が活用されるのかちょっとそこら辺をお聞かせください。

○委員長（村田春樹君） 穉間水道課長。

○水道課長（穉間吉宏君） 非常時というところで宅内配管の断水期間が能登半島地震のときは6カ月以上だということがございました。そちらはその業者さんの確保ができなかったというのも一番の要因だと思いますので、この条例の改正をすることによって、他県の水道工事事業者が入って工事ができるようなことを可能にするということで、国土交通省の方から、全国の自治体に通知があつての改正ということになりますので、平常時はもちろん地元

の業者さんが対応できる部分につきましては、今まで通りでございます。以上です。

○委員長（村田春樹君） 福島副委員長。

○副委員長（福島ヤヨヒ君） ということは今回非常時ですよってということを誰かが発令するわけですか。それともやっぱりこれ大変だって言って自主的にやれるものなのかちょっとそこら辺が私わかりませんので、説明できたらお願いします。

○委員長（村田春樹君） 穠間水道課長。

○水道課長（穠間吉宏君） そうですね、実際にはその復旧状況とかをみて、市の水道課がこちらは、そこは応援の要請をする、他県の自治体さんに応援の要請をするというふうになるかと思います。

○委員長（村田春樹君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第92号 小美玉市給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号 令和7年度小美玉市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷学君） 農政課狩谷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第95号令和7年度小美玉市一般会計補正予算（第6号）のうち、産業建設常任委員会所管事項について、ご説明いたします。はじめに歳入からご説明いたします。

11ページをお開きください。17款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、3節農地費補助金に基幹水利施設管理事業費補助金347万3,000円の増額補正をお願いするもの

でございます。内容につきましては、歳出の中でご説明させていただきます。12ページに移りまして、22款諸収入、5項雑入、5目雑入、3節雑入に多面的機能支払交付金返還金136万円の補正計上をお願いするものでございます。こちらの内容につきましても、歳出の中でご説明いたします。農政課所管は以上となります。

○委員長（村田春樹君） 榎戸商工観光課長。

○商工観光課（榎戸純一君） 続きまして、商工観光課所管になります。

同じく12ページをご覧ください。5目雑入、3節雑入に330万円の補正減するもので、内容につきましては、歳出の中でご説明させていただきます。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 大野都市整備課長。

○都市整備課（大野和成君） 続いて都市整備課所管についてご説明いたします。

補正予算書の12ページをご覧ください。同じく22款諸収入、5項雑入、5目雑入の説明欄不要金属類売払収入ですが、宮田防災公園での窃盗未遂により切断された銅線ケーブルの売却額5万8,000円の増額補正するものでございます。以上で歳出予算の説明を終了いたします。

○委員長（村田春樹君） 狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷学君） 続きまして歳出の説明に移らせていただきます。

なお、職員給与費に関する補正予算につきましては、総務常任委員会における審議事項のため、産業建設常任委員会での説明は割愛させていただきます。それでは農政課所管からご説明いたします。20ページをご覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費を360万6,000円減額補正し、予算総額を1億9,591万円とするものです。説明欄の5農畜産物加工・消費施設管理費の12節委託料を291万3,000円減額、14節工事請負費を69万3,000円減額するもので、いずれも事業費が確定したことによるものです。21ページに移りまして、6目農地費に589万3,000円を増額補正し、予算総額を5億5,509万2,000円とするものです。説明欄の1農地総務事務費の18節負担金補助及び交付金の2補助金農業水利施設維持管理事業補助金に140万円の増額補正をお願いするものでございます。内容は、花野井地区が維持管理する揚水機場などの修繕が必要になり、予算に不足が生じたことによるものです。次に3基幹水利施設管理事業に347万3,000円を増額するもので、これは、国営で造成されました石岡台地基幹水利施設について、電気料金高騰対策として補助するもので、歳入でご説明しました、県補助金、基幹水利施設管理事業費補助金347万3,000円を充当するものでございます。次に6多面的機能支払交付金事業の22節償還金利子及び割引料の国庫補助等返納金に102万円の補正計上をお願いするものです。これは多面的機能支払交付金を受給した地区に

において、保全計画の見直しの際に遊休農地の発生が確認されたため、交付金の返還が必要となったことによるもので、歳入でご説明しました、諸収入の雑入、多面的機能支払交付金返還金を充当するものです。なお、歳入の136万円に対し、歳出が102万円となっておりますが、これは交付金の負担割合が国50%、県25%、市25%となっているため、市負担分を除いた国県分を支出するためでございます。農政課所管は以上となります。

○委員長（村田春樹君） 大島道路建設課長。

○道路建設課長（大島直利君） 続きまして道路建設課所管になります。

21ページ中段になります。6款農林水産業費、1項農業費、7目農道・かんがい排水整備費、説明欄事業1農道・排水路整備事業につきましては、90万円の予算組み換え補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、16節公有財産購入費において、相続問題が解決し、早期に本事業への協力をしたいとの強い申出を受け、用地取得をするため90万円の増額が生じたことによる補正増、21節補償、補填及び賠償金においては、立ち木の所有権放棄に伴い、伐採補償費が不要となったため90万円の減額が生じたことによる補正減でございます。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 榎戸商工観光課長。

○商工観光課長（榎戸純一君） 続きまして、商工観光課所管になります。

同じく、21ページ下段の表をご覧ください。7款商工費、1項商工費、1目商工総務費に320万円の補正減をお願いするものでございます。説明欄4企業誘致事業360万円の補正減でございます。内容につきましては、12節委託料360万円は、産業用地整備促進伴走支援事業において、当初、経済産業省の外部団体である一般財団法人「日本立地センター」の委託を目指しておりましたが、全国からの応募多数により選考から外れたため、歳入でご説明させていただきました当センターからの負担金である「産業用地整備促進伴走支援事業負担金」330万円を減額するとともに、当事業の委託についても、日本立地センターにヒアリングを行ったところ、民間コンサルでも十分本業務ができる旨の言質を受け、民間コンサルとの契約締結による事業費確定見込みのため360万円を減額するもので、続きまして、同じく2目の観光費に221万1,000円の補正をお願いするものでございます。説明欄1観光振興事務費2,300万円の補正減でございます。内容につきましては、18節負担金補助及び交付金、2補助金、新イベント実行委員会補助金2,300万円は「おみたま花火大会実行委員会補助金」の実績により減額するものでございます。詳細につきましては、主な歳入として、市からの補助金5,600万円、企業協賛金として161社から3,402万円、チケット収入600万9,000円など含

めて歳入合計9,620万93円になります。対して主な歳出として、花火打上費2,300万円、会場設営費1,197万1,000円、シャトルバス運行費861万9,600円、台船費414万7,000円、警備費317万7,955円など、歳出合計7,320万93円となり、歳入と歳出の差引2,300万円を減額するものでございます。最終的には、市補助金5,600万円から2,300万円を減額し、市補助金が3,300万円となります。なお、市補助金の財源内訳としましては、6月の補正予算で財源内訳補正した「企業版ふるさと応援に対する指定寄附金」1,000万円が充当されていますので、実質、市の負担額は2,300万円となります。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 山口商工観光課参事。

○商工観光課参事（山口高容君） 続きまして、商工観光課、空のえき「そ・ら・ら」所管になります。22ページをご覧ください。説明欄3空の駅管理運営費2,521万1,000円の補正増でございますが、内容につきましては、10節需用費の消耗品費は、銅線ケーブル等の盗難対策のために、ハンドホールの蓋へのロック購入費として24万8,000円、修繕料は、スピーカー修繕の他、排水除外設備や貯水槽水位センサー交換修繕などの施設の修繕費として277万円、12節委託料の清掃業務委託料は、現在休業しているレストラン内トイレを清掃する費用として2万2,000円、排水施設保守点検委託料は、排水除害設備の汚泥を引き抜く費用として42万9,000円、空のえき関係測量業務委託料は、令和8年4月からの指定管理者制度移行にあたり、新たに施設の管理運営を行う(株)塚原緑地研究所と小美玉ふるさと食品公社との敷地の管理区分を明確にするため、境界測量を実施する費用として68万2,000円、14節工事請負費のサイン設置工事は、施設のPRや誘客力を更に強化するため、幹線道路沿いに案内看板を設置する費用として179万7,000円、フェンス等設置工事は、集客力の向上と地域の魅力の強化を目的にドッグランを新たに整備する費用として198万円、空のえき修繕工事は、令和8年4月からの指定管理移行に向けた、レストランの厨房設備の更新や修繕の他、汚水中継ポンプ修繕工事、ワイヤーネット改修工事、駐車場区画線修繕工事に係る費用として1,728万3,000円を増額するものでございます。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 赤塚道路維持課長。

○道路維持課長（赤塚昌彦君） 続きまして、道路維持課所管になります。

23ページ説明欄の上段をご覧ください。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、説明欄1道路橋梁維持管理費を2800万円の補正増をお願いするものでございます。内訳でございますが、10節需用費、修繕料600万円の補正増につきましては、希望ヶ丘公園外周道路をはじめとした道路照明灯の修繕によるものでございます。12節委託料、一般市道路面保安業

務委託料100万円の補正増につきましては、路面凍結や降雪による路面凍結箇所の注意看板の設置や凍結時に融雪剤の散布作業を小美玉市建設業協会に委託するためのものがございます。看板設置箇所につきましては、過去に設置した実績に基づき市内全域で約120箇所を予定しております。12節工事請負費2,000万円の補正増につきましては、水道管新設管理設後の舗装復旧箇所について、水道工事と併せて舗装修繕工事を実施するためのものがございます。舗装修繕箇所は飯前地内、中延地内、小川地内、下馬場地内で、工事延長は約800メートルを予定しております。15節原材料費100万円の補正増につきましては、議案第91号で市道路線の認定をお願いする市道119号線の蓋がない箇所の蓋掛けを実施するための材料購入によるものがございます。蓋掛けの実施については、県道玉里水戸線バイパスの供用開始に伴い、県からの要望により行うものです。続きまして23ページ説明欄の下段をご覧ください。8款土木費、3項河川費、1目河川総務費、説明欄1河川総務事務費、準用河川補修工事で100万円の補正増をお願いするものがございます。主な内容ですが、現在、準用河川花野井川補修工事延長70mを実施しておりますが、水の流れによる川底の洗堀を防ぐことを目的に底板コンクリートの打設を実施する施工内容を追加するものがございます。説明は以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 大野都市整備課長。

○都市整備課長（大野和成君） 続いて都市整備課所管についてご説明いたします。

24ページをご覧ください。8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、説明欄2都市計画総務事務費の測量・調査設計委託料でございますが、（仮称）小河城跡地公園整備にあたり、隣接する素鷲神社との用地交換のための測量、前面道路及び神社裏の急傾斜地の設計変更のため、1,318万8,000円の増額補正をお願いするものがございます。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 真中特定プロジェクト推進課長。

○特定プロジェクト推進課長（真中剛君） 続きまして、特定プロジェクト推進課所管、説明欄5、特定プロジェクト推進事業につきましては、新交流拠点の事業スタイルを従来方式から官民連携方式に変更するため、基本設計業務委託料3,754万3,000円の減額補正をお願いするものがございます。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 大野都市整備課長。

○都市整備課長（大野和成君） 続きまして、都市整備課所管についてご説明いたします。

同じく24ページをご覧ください。8款土木費、4項都市計画費、3目公園費、説明欄1公園維

持管理費の修繕料でございますが、大井戸湖岸公園の駐車場照明とトイレ及び宮田防災公園の井戸ポンプを修理するため、69万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。続いて下段になります。8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費、説明欄3住宅施設維持管理経費の修繕料でございますが、市営羽鳥第2団地での消防用設備等の法定点検において、発見された非常警報バッテリー不良等の設備不良箇所の修繕を行うため20万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。以上で歳出予算の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

香取委員。

○7番（香取憲一君） よろしく申し上げます。

補正予算の方は私は3点質問させていただきます。1点目なんですけども、21ページ。農政課の方で、多面的機能支払交付金の件で102万円。課長の説明で国にお金を返さなければいけないっていう中で、その原因は遊休農地があったということだったんですが、これ当初予算のときにはそれは見つかってなくて、遊休農地が現段階で見つかったのもその部分を補助金を返さなくちゃいけないということだと思んですけど、その見つかった経緯というか、これ農業委員会の方なのか、ちょっとそこら辺わからないんですけども。どのような経緯でその遊休農地見つかったか、ちょっとその経緯を教えてくださいんですけども。

○委員長（村田春樹君） 狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷学君） ただいまのご質問にお答えいたします。この多面的機能支払交付金につきましては、面積といいますか範囲をもともと計画上求め、示しておりますので、そちらの範囲についてですね、5年に1回、保全計画見直しが行われるんですけども、その見直しの際に遊休化している箇所が見つかりまして、今回に至ったということでございます。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） 有難うございます。

ということは、当初予算で積算するときにはまだそれはわかってなかったということですか。

○委員長（村田春樹君） 狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷学君） 当初のときには、そこはまだ把握はされておりました。あくまでも、保全計画の見直しを行った際に確認されたものでございます。以上です。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） 保全計画の見直しの時期というのは、ここの時期なんですか。

○委員長（村田春樹君） 狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷学君） こちらにつきましては、今年度途中がその5年に1度となりました。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） 有難うございます。

1点目了解しました。2点目でございまして、22ページ。産業用地整備促進支援事務事業委託料、これやはり360万円の減額補正ということで、先ほど榎戸課長の方から、この日本立地センターさんの方からの申請をしたんだけども応募があつて、漏れてしまったっていうご説明だったんですけども、これは要するにその立地のための申請したってことは、対象となる何か誘致の何か具体的な計画に充てようと思つてたっていう感じなんですか。どうなんですかね。ちょっとそこら辺を教えてください。

○委員長（村田春樹君） 榎戸商工観光課長。

○商工観光課長（榎戸純一君） 今回の伴走支援事業でございますが、市では今テクノパークの誘致を第一で考えております。テクノパークもおかげさまで順調に推移しているということで、今後、企業側から「企業適地がどこかないか」という問い合わせに対して、小美玉市内でどこか企業を誘致する適地を選定してもらう、という委託を今お願いしているところでございます。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） 有難うございます。

あくまでこのテクノパークについて、いろいろ伴走支援なので、ただそれが日本立地センターさんが、応募がありすぎたので、それは民間コンサルに投げなおすっていうような形で、その財源はどうするんですか。

○委員長（村田春樹君） 榎戸商工観光課長。

○商工観光課長（榎戸純一君） 負担金を330万円、今回選考から漏れてしまいましたので減額させていただきました。歳出予算が660万円、負担金を半分負担していただけるはずだったんですけども、その分が抜けた分、330万円の歳出予算でコンサルの方に委託しまして、入札差金を受けて300万円以内で契約できたという状況でございます。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） 了解しました、有難うございます。

3つ目なんですけども、観光事務費の方で、同じく22ページです。花火の経費明細をそれぞれご説明いただきまして、2,300万円が減額補正ということで、その下に空の駅管理運営費ということで、新たに2,500万円が計上されて。これちょっと財政的な話で申し訳ないんですが、花火の経費が2,300万円減額できたので、その分同じぐらいに整備がなされるっていうか、空の駅のほうにこれ事業できるかなっていう意図でこれ計上されたのかどうか。どうなのかなと思ってんですけども。

○委員長（村田春樹君） 榎戸商工観光課長。

○商工観光課長（榎戸純一君） 数字を見るとちょうどプラスマイナス近いのかなと思うんですけども、これたまたまでございまして、花火大会は2,300万円を基金の方に戻す、ということでございます。そららについては、約2,500万円は先ほど説明がありました通り、一般財源の方で充当させていただいて、4月からの指定管理者さんの意向を受けて、補正の方をさせていただいております。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） 了解しました、有難うございます。

私のは以上です。

○委員長（村田春樹君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第95号 令和7年度小美玉市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号 令和7年度小美玉市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

高根澤下水道課長。

○下水道課長（高根澤博巳君） 議案第98号 令和7年度小美玉市下水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。1ページをご覧ください。第2条「収益的収入及び支出」につきましては、収入を8万6,000円増額し、15億8,991万2,000円とし、支出を3万円増額し、15億7,479万4,000円とし、第3条「資本的収入及び支出」につきましては、収入を108万円増額し、15億2,350万2,000円とし、支出を177万7,000円増額し、20億1,444万9,000円とするものでございます。次に4ページをご覧ください。「収益的収入及び支出」の収入につきましては、目の1受取利息及び配当金の8万6,000円の増額は、農業集落排水事業減債基金の受取利息でございます。5ページをご覧ください。支出でございますが、目の3総係費、3万円の増額につきましては、下水道使用料の納付にかかる金融機関への収納代行手数料でございます。6ページをご覧ください。「資本的収入及び支出」の収入でございますが、目の2受益者分担金、108万円の増額は、農業集落排水事業の新たな公共柵の設置分を見込んだものでございます。7ページをご覧ください。支出でございますが、項の1建設改良費、目の1管渠費、169万1,000円の増額は、農業集落排水事業において、新たに公共柵を設置する必要が生じたため、また、巴南部および巴中部の処理施設における保守点検の結果、早期の交換や改修が必要な箇所が判明したことから、工事請負費を補正するものでございます。その下、目の1農業集落排水事業減債基金積立金、8万6,000円は、農業集落排水事業減債基金の受取利息を積み立てるものでございます。次の8ページの予定キャッシュフロー計算書、9～11ページの貸借対照表につきましては、先ほどご説明しました補正予定額を反映した内容となっております。また、12～13ページの注記表は、会計方針や会計処理の根拠、財務に関する情報を補足解説するためのものでございますが、前回から変更等がございませんので、説明は割愛させていただきます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第98号 令和7年度小美玉市下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号 市道路線の変更についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

赤塚道路維持課長。

○道路維持課長（赤塚昌彦君） それでは議案第100号 市道路線の変更についてご説明いたします。提案理由でございますが、上小岩戸地内において県央農林事務所が実施した県営畑地帯総合整備事業の道路整備が完了したことに伴い、新たに市道路線として認定するため、この案を提出するものでございます。次のページをお開きください。変更前の市道119号線は、今回同様、県営畑地帯総合整備事業の完了により平成30年9月26日に市道路線の認定について議会の議決を受けた路線であります。今回、新たに認定する区間延長は259.20メートルとなり、終点を小岩戸1037番3地先から小岩戸1041番1地先に変更し、あわせて全体延長を927.13メートルから1,186.33メートルに変更するものでございます。次のページをお開きください。路線全体を示した図面になりますのでご確認をお願いいたします。なお、本路線の終点は現在工事中の県道玉里水戸線バイパスと接続します。県道玉里水戸線バイパスは、令和8年2月上旬に供用開始する予定と県から連絡があり、本路線につきましても県道と併せて供用開始をする予定でございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第100号 市道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

高根澤下水道課長。

○下水道課長（高根澤博巳君） 議案第101号 財産の無償譲渡についてご説明いたします。

提案理由でございますが、市が設置した戸別浄化槽を使用者である個人に無償で譲渡するため、この案を提出するものでございます。設置から10年が経過し、財産処分における国への補助金返還義務が消滅した浄化槽については、その使用者へ譲渡することで、市の維持管理費用の削減を図るとともに、個人で浄化槽を設置、維持管理している多くの市民との負担の公平性の確保を進めています。また、譲渡後は使用者ご自身による保守点検の実施を通じて、浄化槽管理への関心を高めていただき、水質保全への意識向上にもつながることを期待しております。今回、無償譲渡の対象となる財産は、平成27年度に設置し、10年を経過する、戸別浄化槽20基でございます。譲渡相手方は、今泉克也様ほか19名の方々です。譲渡の条件としましては、「譲渡後も引き続き浄化槽として使用していただくこと」となります。また、譲渡日は、令和8年4月1日の予定でございます。次のページに無償譲渡する財産の内訳を記載しておりますのでご覧ください。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第101号 財産の無償譲渡についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本日、当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。続きましてその他になります。何かございますでしょうか。

市村委員。

○19番（市村文男君） 希望ヶ丘の花の香る里づくり事業について、市の方では期間がきて土地を返還するというので、それぞれ地権者に戻ったのかな。戻るとかそういう話になっていますけども、そのあとどのように考えているのかちょっとお願いしたい。

○委員長（村田春樹君） 榎戸商工観光課長。

○商工観光課長（榎戸純一君） 花の香る里づくり事業でございますが、借地契約が今年度いっぱいありますので、まだ地権者には戻しておりません。市内部でコスモスに変わるものを策定中というか考えていますが、なかなか農作物の耕作は難しいという結論が出ていますので、新たに市の課題等を踏まえた計画を、今後練っていこうかなと思っている次第でございます。

○委員長（村田春樹君） 市村委員。

○19番（市村文男君） 地権者の人に返すってということなんだけど、返すって話になってもしょうがないだろうっちゅう話になって、個人個人ですから。そういうことでも、納得はしてないんですよ、皆さん。やっぱり今までの市の花コスモスですね、それから春先の葉の花と桜のコラボがすごく施設に通う人たちが毎日のようにワゴン車で来ているんですね。そういうのとか、観光バスも来ていてもったいないんだなっていう話。そして私なりにいろ

いろいろ考えてはいるんですが、部分的に言われる部分があったり、今年はね天候のせいもあるんでしょうけれども、地元の人に聞いてみたらいろんな作業、草狩ぐらい作業出てみようかな話。それには当然日当が伴うと思うんですけども、いろんな形を考えていけばいいのかなと思って。私の提案として、この間、中山間地でよくやっている集落営農集団みたいな形がいいんじゃないのっていう話はしたことあるんですけど。コスモスだったらキバナ系統のやつ、あれだったら早くから咲くので、それもいいんだよなんて、私もそれ知らなかったですが、地元の人から聞きました。いろんなことを考えて、やっぱり返してもらってもみんな困っちゃうみたいで。あとは、いわゆる賃料ですか、賃料なんかもぐっと下げちゃってもいいと思います。やっぱり地域の人と一緒にやっていくような形が一番いいのかな。機械作業は農業公社に言えば自宅にある人たちがいますから、機械作業そういうことでまかなえるし、手作業ってことになると、周辺の草刈りとか畝の間を何とかする、そういうだろうと思うんですけど、いろいろ方法を考えて、継続的に進めていただければ、地元の人たちも安心をするんじゃないかな。よく検討していただければありがたいなと思います。

○委員長（村田春樹君） 島田市長。

○市長（島田幸三君） 有難うございます。市村委員さん言う通りですね、あそこはもう、春と秋ともう本当に素晴らしいと思います。花香るということで、事業の通りだと思います。しかし借地契約があり、借地期間が終わるということですので、やはり今委員さん言う通りですね、本当に観光バスがもう4台5台も来ていて、そういう素晴らしい地域ということでも、歴史がありますので、私の方ですね、はっきりとここで申し上げられないんですけども、何とか新たな計画のもと別のかたちで再生したいなって気持ちはございます。しかしながらですね、6ヘクタールという膨大な土地なんで、もちろん土地代もこれかかるんで、できればいろんな課題を解決しながら、議会の皆さんと一緒に、市村委員さんの知り合いの方もたくさんいると思いますので、一緒によろしくお願ひしたいなと思います。いずれにしても何か考えてですね、ちょっと内部でよく検討して、何かできる方向でですね、前向きな方向で考えていきたいと、そういう風に思っていますので、ご支援のほどよろしくお願ひします。

○委員長（村田春樹君） そのほか。

ちょっと自分の方で1点だけ。市道106号線、道路改良の件につきましてご質問なんですけども、第1期のほうでちょうどいま買収しているところで、第2期おそらくその先、ヨークベニマルの方、県道までいくような形になってくるのかなっていうふうに思うんですけども。現在、県道、ヨークベニマルの方、みつお饅頭の方からその106号線改良の方まで、その先

改良のところもそうなんですけれども、あそこ、通学路の交通安全プログラムの方にも指定されている危険箇所になってる部分なので、早急に通学路対策、例えば、本来であれば歩道を整備してもらえたりとか、そういったことをしてもらいたいんですが、なかなか多分用地買収等難しい場所だとは思っているので、グリーンベルトであったり、あとはオレンジのポールであったりとか、そういったところで、やってもらいたいというふうに思います。なぜならば、今月の12月に入ってから、あそこの通りで子どもがちょっと引かれそうになった件もありましたし、その先の例えば県道のところのヨークベニマルでは、高齢者がね、縁石に乗り上げるっていうことも2件ありましたので、そういったことを考えると、いつ事故が起こってもおかしくないような通りになるんじゃないかと思しますので、ぜひ早急に対処していただくようお願いいたします。一応何か、執行部の方で考えていることあればお願いします。赤塚道路維持課長。

○道路維持課長（赤塚昌彦君） 村田議員のご質問にお答えします。改良区間とこれから改良を予定している区間の2つがございまして、議員ご指摘のとおり改良区間につきましては、順次改良の整備を進めているところでございます。これから改良を計画している路線につきましては、通学路ということもありますので、議員ご指摘のとおり、交通安全プログラムの方に計上がされまして、1度外側線の設置ということで、完了という形の対策が進んでいるという形の状況になっておりますが、改めて対策が必要と認められる場合には、学校や教育指導課、そういったところとですね、新たに危険個所の登録をさせていただきまして、必要な対策を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 一応教育指導課の方にもお話をさせてもらって、朝比奈部長の方にも話はいっていると思うんですけれども。さらにちょっと進んでいるっていう話ですが、さらにちょっと考えていただいて、進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、ここから議会案件がありますので、執行部におかれましては散会にしたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

それではここで執行部におかれましては散会にしたいと思います。お疲れさまでした。

続いて、その他になります。過日実施した視察研修における報告でございます。タブレット

内にある報告書のとおりまとめておりますが、内容をご確認いただき、修正等ありましたら  
お願いしたいと思います。大丈夫ですかね。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

それでは、この内容で議長に報告書を提出したいと思います。

それでは、本日の審議はすべて終了しましたので、議事進行を終了させていただきます。福  
島副委員長よろしくお願いいたします。

○副委員長（福島ヤヨヒ君） 皆さんお疲れ様でございました。以上をもちまして、産業建設  
常任委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前 12時18分 閉会